

放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について

## 1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）において、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法の 3 法が廃止され、放送法に統合され、放送の参入に係る制度の整理・統合・弾力化を行うとともに、マスメディア集中排除原則の基本的な部分の法定化、有料放送における提供条件の説明の規定が新たに設けられたこと等に伴い、これらに係る関係省令等を整備するものである。

なお、本法律は公布の日（平成 22 年 12 月 3 日）から 9 月以内の政令で定める日を施行期限としているものであり、今般その施行のための関係省令等を諮問するものであるが、設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準については、現在その内容について情報通信審議会情報通信技術分科会に諮問中であることから、その答申を受けて条文を策定し意見募集を行った後に、電波監理審議会に諮問する予定である。

## 2 改正概要

(1) 放送法施行規則の一部改正 ※（ ）内は該当省令の条項、【 】内は改正後の根拠法の条項（以下同）

### ①基幹放送局設備の範囲（第 3 条）【第 2 条第 24 号】

ハード・ソフト分離形態で基幹放送を行う場合のハード事業者側の設備（基幹放送局設備）の対象範囲を定める。

### ②公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務（第 66 条）【第 93 条第 5 項】

基幹放送の業務（ソフト）の認定の申請について比較審査を行うことが合理的でない等の理由により公示期間内に申請を要しないものを定める（電波法施行規則第 6 条の 4（公示する期間内に申請することを要しない無線局）と同趣旨の規定）。

### ③基幹放送の放送事項等に係る軽微な変更（第 76 条第 3 項）【第 97 条第 1 項】

基幹放送の放送事項等の変更のうち、軽微なものとして総務大臣の許可が不要な事項を定める。

### ④報告を要する重大な事故（第 103 条及び第 126 条）【第 113 条、第 122 条及び第 137 条】

設備に起因する重大事故が発生した場合における報告義務の対象範囲を定める。

### ⑤参入において登録・届出の対象となる一般放送（第 111 条）【第 126 条第 1 項】

一般放送の業務の参入に際して登録を要するものの対象範囲を、一般放送の種類（衛星一般放送、有線一般放送）の別に応じて定める（それ以外は届出の対象）。

### ⑥有料放送の役務の提供条件の説明（第 144 条）【第 150 条】

有料放送に係る役務の提供条件の説明義務に関し、説明方法及び説明事項を定める。

(2) 電波法施行規則の一部改正

①基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする場合の基準

(第6条の4の2)【第7条第2項第6号ハ】

基幹放送局が基幹放送以外の無線通信の送信を行う場合の審査事項のうち、適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものに係る基準を定める。

②基幹放送業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更

(第10条第3項)【第9条第5項及び第17条第2項】

基幹放送業務に用いられる電気通信設備の変更のうち、軽微なものとして総務大臣の許可が不要な事項を定める。

(3) 放送局の開設の根本的基準の一部改正

本法律において地上放送に係るハード・ソフト分離型の参入を可能としたことに伴い、改正後の電波法第7条第2項第7号に基づく基幹放送局の開設の根本的基準(現行の放送局の開設の根本的基準を改称)について、放送の業務に係る審査事項を削除し基幹放送普及計画等に移行するほか、必要な規定の整備を行う。

(4) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令・基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定

マスメディア集中排除原則の根拠規定を放送法に設けその基本的な部分を法定化(改正後の放送法第93条第1項第4号、同条第2項及び第162条)したことに伴い、新たに標記省令を制定し、現行の関係省令等の内容を移行し必要な規定の整備を行うとともに、コミュニティ放送を除くラジオ局に係る特例の新設及び地上放送全般に係る議決権保有割合に係る支配基準の改正を行う。

(5) 基幹放送普及計画(告示)

改正後の放送法第91条第1項に基づき基幹放送普及計画を制定し、現行放送普及基本計画のうち、改正法に基づき基幹放送に該当するものを移行するほか、必要な規定の整備を行う。

(6) 基幹放送用周波数使用計画(告示)

改正後の電波法第7条第3項に基づき基幹放送用周波数使用計画を制定し、現行放送用周波数使用計画のうち、改正法に基づき基幹放送用周波数に該当するものを移行するほか、必要な規定の整備を行う。

(7) その他

放送法施行規則第176条(認定持株会社の保有基準割合)、電波法施行規則(免許の有効期間等)、無線局免許手続規則、電波の利用状況の調査等に関する省令について、本法律による引用条番号、用語の置き換えなど規定の整理を行う。

### 3 施行期日

放送法等の一部を改正する法律附則第1条に掲げる規定の施行の日(公布後9月以内)

# 周波数割当計画の一部変更案について

(放送法等の一部改正に伴う放送用周波数区分の見直し及び  
通信・放送両用無線局の導入に係る制度整備)

## 1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）に盛り込まれた放送法及び電波法の改正に伴い、周波数割当計画に係る記載事項として、放送をする無線局に係る周波数の区別（基幹放送用周波数及び一般放送用周波数）が追加されるとともに、電波の能率的な利用、新サービスの登場を促進するため、一つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用可能な無線局（通信・放送両用無線局）の開設を可能とする制度整備が行われたところである。

これを受け、周波数割当計画に記載されている放送用周波数について、基幹放送用及び一般放送用の周波数の区別を行うとともに、通信・放送両用無線局の開設が想定される周波数帯について、当該無線局の導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

## 2 改正概要

- (1) 全ての放送用周波数について、基幹放送用及び一般放送用の周波数の区別を行うため、脚注を追加すること。
- (2) 通信・放送両用無線局の開設が想定される UHF 帯放送用の周波数帯（地上デジタルテレビジョン放送）及び電気通信業務用の周波数帯（携帯無線通信及び広帯域移動無線アクセスシステム）において、通信・放送両用無線局の開設を可能とするため、脚注を追加すること。
- (3) その他規定の整備を行うこと。

## 3 施行期日

放送法等の一部を改正する法律附則第 1 条に掲げる規定の施行の日（公布後 9 月以内）